

令和 7 年 7 月 25 日

ジャカルタ日本人学校維持会
寄贈者各位

ジャカルタ・チカラン日本人学校維持会

理事長 森野 育雄



義務賛助金（賛助会費）改定のお知らせ

拝啓 平素より本校の運営に多大なるご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 7 年 2 月に開催されましたジャカルタ・チカラン日本人学校維持会理事会におきまして、令和 7（2025）年度より、義務賛助金の金額を改定することが決定されました。

義務賛助金につきましては、平成 5（1993）年の改定以降、平成 27（2015）年 3 月 1 日に施行されたインドネシア銀行規則 No. 17/3/PBI/2015「国内取引におけるルピア通貨の使用義務（Wajib Penggunaan Rupiah di Wilayah Negara Kesatuan Republik Indonesia）」に基づき、米ドル建てからインドネシアルピア建てへ変更を行ったのみで、金額の見直しは行われておりませんでした。

今回の決定は、1993 年以降の物価上昇、学校維持費高騰を考慮したものであり、今後は 5 年に一度見直しを検討することとなりました。また、在籍児童生徒数の算定には、幼稚部在籍園児数も含めることになりました。

寄贈者の皆様におかれましては、状況をご理解いただき、本年度ご請求より新たな基準に基づくご負担を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

令和 7（2025）年 10 月 1 日ご請求予定の義務賛助金より、以下の基準が適用されます。

【令和 6 年度まで】

在籍数	ルピア
0 人	1,930,000
1～4 人	3,860,000
5～9 人	7,730,000
10～14 人	11,600,000
15～19 人	15,470,000
20～24 人	19,340,000
25～29 人	23,210,000
30 人以上	27,080,000

【令和 7 年度以降】

在籍数	ルピア
0 人	3,000,000
1～4 人	6,000,000
5～9 人	12,000,000
10～14 人	18,000,000
15～19 人	24,000,000
20～24 人	30,000,000
25～29 人	35,000,000
30 人以上	41,000,000

以上